

ご存知
ですか？

福祉サービス 利用援助事業

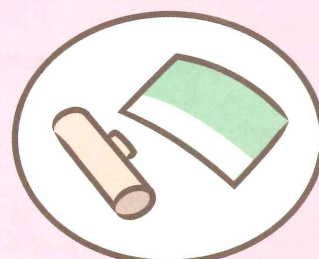
(地域福祉権利擁護事業)

高齢の方、障害のある方の
日々のこんなこまりごと…

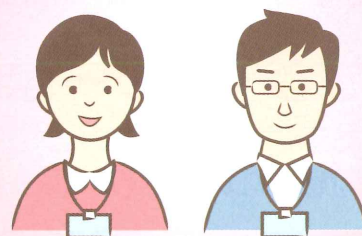
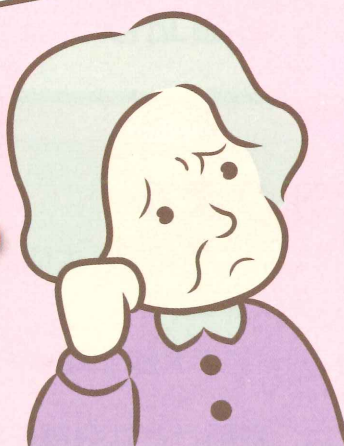
書類がよく
わからないわね…



印鑑と通帳どこに
しまったかな？



福祉サービスを利用
してみたいけど…



お手伝いできます！

1 福祉サービス利用援助事業って？

みなさんが安心して福祉サービスを利用することができるよう、お手伝いをする制度です。また、日々のお金などの管理のお手伝いもします。

介護保険などの福祉サービスを利用するには、自分で福祉サービスを選び、契約しなければなりません。しかし、判断能力に不安があるために、福祉サービスの選択や利用、支払いなどがうまく行かないことがあります。また、お金の出し入れや税金の支払いに困ったことなどがあります。福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）は、このような福祉サービス利用等での「困った」を援助するための事業で、社会福祉協議会が実施しています。

2 どんなひとが利用できるの？

- 認知症の方、もの忘れのある方、知的障害や精神障害のある方で、福祉サービス利用の手続きや、日々のお金の管理にひとりでは不安のある方
- この事業の契約や内容を理解いただける方

※社会福祉協議会の専門員がご自宅までご相談にあがり、契約はかならずご本人と行います。

プライバシーは必ず守ります

お手伝いしているなかで知ったあなたの情報は、大切にとりあつかいます。あなたの同意がないかぎり、他の人にはもらしません。

安心してご利用ください

このサービスの実施にあたっては、利用者と社会福祉協議会の契約内容を審査するための契約締結審査会、サービス提供の適切さを監督するための運営適正化委員会（運営監視合議体）を設置しています。

3 どんなお手伝いがあるの？

福祉サービス利用のお手伝いをします。

こんなとき…

「福祉サービスを利用したいが内容や手続きがわからない」
「福祉サービス利用料の支払い方がわからない」
「福祉サービスへの苦情の届け方がわからない」



日々のお金の管理などのお手伝いをします。

こんなとき…

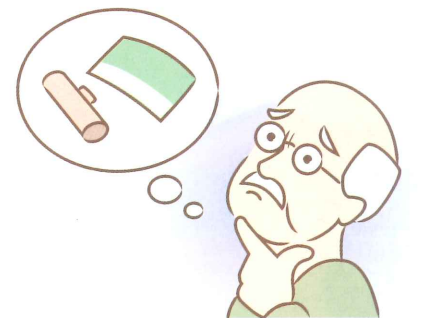
「生活するのにどれくらいのお金が必要なのかわからない」
「金融機関や役所からの書類がよくわからない」
「税金や公共料金などの支払い手続きがよくわからず不安」



通帳や印鑑をお預かりします。

こんなとき…

「通帳や印鑑を無くしてしまいそうで不安」
「通帳や印鑑を安心できる場所に保管してほしい」



お住まいの市町村社会福祉協議会がお手伝いします！

ご利用料金	
支援内容	料 金
福祉サービスの利用援助	1,000 円／時間 1 時間を超えた場合は、30 分ごとに 500 円ずつ加算
日常的な金銭管理	
郵便物の管理	
通帳・印鑑の預かり	1 か月 250 円

※支援に必要な生活支援員の交通費は利用者ご本人の負担となります。

※生活保護を受給されている方、非課税世帯に属する方については、利用料金の負担はありません。

4

どうしたら利用できるの？

相談から支援開始までの流れ

専門員が
担当します！

まずはお住まいの
社会福祉協議会へ
ご連絡下さい。

市町村社会福祉協議会への相談

訪問・面接、利用申請書の提出

専門員が
ご自宅を訪問し、
お手伝いの内容を
相談します。

契約締結判定ガイドラインによるインタビュー
※関係機関の方に同席をお願いしています。

契約行為に問題なし

契約能力に疑義あり

支援計画の作成、
契約の締結までは
無料です。

契約締結審議会^(※)による審査
契約能力等について審査

契約可能

契約不可能

お手伝いは
生活支援員が
担当します！

支援計画の作成

成年後見制度の
利用等を検討

契約の締結

支援開始

※契約締結審議会

医療、法律、福祉の専門家で構成され、
次の事項について審査等を行います。

- ① 契約能力
- ② 支援の必要性
- ③ 支援計画の内容
- ④ 解約の適否
- ⑤ 専門員への助言

契約後の
支援は
有料です。

【専門員】

利用に関する相談に応じ、ご本人の希望に沿って支援計画を作成し、契約を結びます。また、契約後は関係機関と連携しながら、支援内容の点検やご本人の状況を確認します。



【生活支援員】

支援計画に基づき、ご本人のご自宅等を定期的に訪問し、支援します。



相談・
お問い合わせ

社会福祉法人 京都府社会福祉協議会

きょうと高齢者・障害者生活支援センター
TEL. (075) 252-2151